

わくわくとみや号の

障がい者割引について

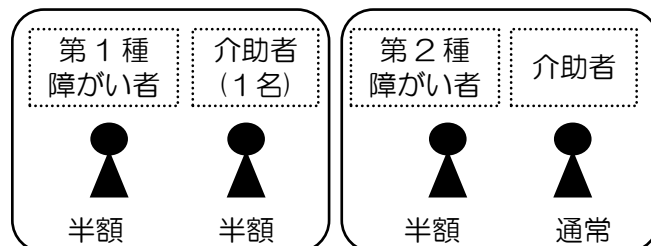
地域内交通の利便性の向上を図るとともに、障がい者の社会参加促進を支援するため、地域内交通わくわくとみや号に障がい者割引を導入しました。

対象者は？

(例) 介助者同伴の場合の障がい者割引対象者

障がい者(※1)及びその介助者1名(※2)

の運賃が半額となります。



※1 障がい者の範囲は、「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方となります。

※2 介助者は、第1種障がい者の介助者のみ対象です。(上図参照)

■「障がい者手帳」をお持ちの方

→第1種、第2種の別については、手帳に記載されています。なお、療育手帳については、障がい程度が「A」の方が第1種、「B」の方が第2種となっています。また、精神障がい者保健福祉手帳は等級に関わらず第2種となります。

■「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

→第2種となります。

割引を受けるためには？

わくわくとみや号をご利用の際、お持ちの「障がい者手帳」又は「指定難病特定医療費受給者証」を、乗務員に呈示して下さい。

【注意！】手帳、受給者証の呈示が無い場合、割引が受けられません。

その他の注意事項

- 乗務員は規則上、乗降介助ができませんので、ご了承ください。
- いきいき70の回数券のご利用は、介助者同伴であっても、ご本人のみに限られます。
- いきいき70の回数券のご利用の際に差額が発生する場合には、差額分の回数券を乗務員からお渡しします。
- わくわくとみや号の利用にあたっては、事前に、利用登録が必要となります。
- ご不明な点や利用方法等の詳細については、下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ先

富屋地域内交通推進協議会 TEL028-665-1663 (富屋地区市民センター内)